

水素エネルギー普及啓発等業務 仕様書

1 委託業務名

水素エネルギー普及啓発等業務

2 委託期間

契約締結の日から令和4年1月28日（金）まで

3 業務概要

県では、令和3年夏に、県内2基目の商用水素ステーションとなる（仮称）イワタニ水素ステーション仙台空港（以下「仙台空港 ST」という。）が開所することを契機として、水素エネルギーや燃料電池自動車（以下「FCV」という。）に関する県民の認知度や理解度の向上を図るため、仙台空港 ST 開所式（以下「開所式」という。）及び一般県民を対象とした水素エネルギーやFCVの普及啓発イベントを開催することとし、これに伴う全体の企画・運營業務を委託するものである。

なお、仙台空港 ST の概要やイベント開催についての各種広報媒体を活用した情報発信及びイベント用展示パネル等の作成も委託業務に含むものとする。

4 業務内容

（1）開所式

仙台空港 ST の開所を記念する式典を開催すると同時に、水素エネルギーやFCVの普及啓発を目的とした施設見学会及びパネル展示を実施するもの。

イ 概要

（イ）日時 令和3年7月下旬～8月中旬の平日

午前11時頃から1時間程度

※会場設営は開所式前日とする。

（ロ）場所 （仮称）イワタニ水素ステーション仙台空港（岩沼市空港西一丁目33番）

（ハ）出席者 25名程度（県が調整し、別途示す）

（ニ）内容

①式典

主催者挨拶、来賓挨拶、テープカット、FCVの展示、FCVへの水素充填デモンストレーション等。

②施設見学会

式典終了後に、出席者向け施設見学会、報道関係者向け説明等を実施。

③パネル展示

会場内に、水素エネルギーやFCVの普及啓発に関するパネル等を展示。

ロ 企画運営上の注意事項

次の内容を踏まえ実施すること。

（イ）必ず準備する備品等

①テント類

受付用テント1張（来賓・報道兼用）

式典用テント1張（大きさ：新型コロナウイルス感染症対策で距離を取った上で最大25名が着席できるもの、悪天候に備えた仕様とすること）

音響関係、スタッフ控え室用テント1張

※来賓控室用テントは不要（会場に直接誘導とする）

②式典用備品一式

③テープカット用備品一式：人数5名で予定

④式典、テープカット用看板類（式典名等表示）

（ロ）会場の設営・撤去

設営は開所式前日に、撤去は式典及び施設見学会終了後速やかに実施すること。

（ハ）施設見学会の運営

式典に引続き、施設見学会を実施すること。（説明者は県が別途手配する。）

（ニ）パネル等展示内容・方法の提案

4（3）業務で作成したパネル等を活用し、水素エネルギー等について普及啓発を行うこと。

（2）水素エネルギー普及啓発イベント

仙台空港 ST の開所に伴い、特にその活用が見込まれる近隣住民等一般県民を対象とした普及啓発イベントを開催するもの。

イ 概要

（イ）日時 仙台空港 ST 開所後から11月末日までの休日のうち2回以上の実施を想定

（ロ）場所 仙台空港 ST 設置場所である岩沼市及び周辺市町等における、一般県民の集客が見込まれる商業施設等

（ハ）対象者 一般県民

（ニ）内容 県所有 FCV 等を活用、FC バス（バスの確保、搬入出及び来場者への説明は、県が別途対応する。）を展示するなどし、水素エネルギー等について普及啓発を行う。

ロ イベント開催場所の選定

（イ）仙台空港 ST 設置場所である岩沼市及び周辺市町等における、一般県民の集客が見込まれる商業施設等で、近隣住民等一般県民を対象に水素エネルギー等に関する普及啓発を効果的に実施できることが期待される場所であること。

（ロ）開催場所の提案は受注者が行い、発注者と協議の上、決定すること。

ハ 開催内容の企画提案

水素エネルギーの基礎知識、有用性・安全性、災害対応能力及び環境負荷の低減に関する効果、利活用の現状に関する内容とするとともに、次の内容を含むこととする。また、一般県民が興味を持ちやすいものとし、小学校高学年程度の子どもに向けた内容も準備するなど、幅広い世代に訴求できるよう工夫すること。

（イ）仙台空港 ST や、仙台市内に設置されている商用水素ステーション（以下「仙台市内 ST」という。）のほか、商用水素ステーション全般に関すること。

（ロ）FCV に関すること。

（ハ）FC バスの展示に関すること。

- (ニ) 外部給電機能のデモンストレーション（県所有 FCV を展示するとともに、FCV から供給される電力を活用し、家電製品等を稼働させることで給電機能を PR すること）に関すること。
- (ホ) 子ども向け水素エネルギー体験学習（教材を活用した実験やクイズなど、楽しみながら学べるよう工夫すること）に関すること。

ニ イベント会場の準備・会場設営・撤去

施設の状況やイベント内容に応じて検討し、提案すること。

ホ アンケート調査の実施

水素エネルギー等に関する一般県民の認知度を検証するため、来場者等に対して水素エネルギーへの関心や理解度等のアンケート調査を行う。調査項目、手法及び回数は企画提案事項を基本とするが、調査項目は発注者と協議の上決定すること。また、回答者に対してはノベルティ（県が提供する）を配布するなど、回収率が向上するよう工夫すること。

アンケート調査終了後、調査結果を取りまとめ、水素エネルギーへの関心や理解度、本事業による効果等を分析し報告すること。

(3) 各種広報媒体を活用した情報発信・イベント用展示パネル等の作成

仙台空港 ST の開所、開所に伴うイベント、水素エネルギーや FCV に関する情報などについて各種広報媒体を用いて一体的に情報発信することで、特に仙台空港 ST の活用が見込まれる近隣住民等一般県民を対象に広報を行う。

また、開所式やイベントにおいて汎用的な展示ツールとして活用できるよう、イベント用展示パネル等を作成すること。

情報発信・イベント用展示パネル等作成にあたって、次の内容を踏まえ企画提案・実施すること。

イ 情報発信

(イ) 各種広報媒体の選定

新聞広告やテレビ CM、ラジオ CM、地域情報誌、地域情報 Web サイト、紙媒体などから効果を勘案して広報媒体を選定し、幅広い世代の一般県民に広報すること。

(ロ) 実施回数

選定した広報媒体ごとに、それぞれの特性に応じた効果的な回数を実施すること。

(ハ) 実施時期、実施期間

選定した広報媒体ごとに、効果的な時期又は期間を設定して広報すること。

(ニ) 広報の内容

水素エネルギーに関すること、県内の水素ステーションに関すること、FCV や FC バスの情報、イベント出展予定などの最新の情報を一体的にわかりやすく広報し、水素エネルギーが身近なものとして感じられるよう工夫すること。

ロ イベント用展示パネル等の作成

(イ) 資材の選定

普及啓発イベント等において展示ツールとして汎用的に活用できる展示用パネル（B1 サイズを想定）及びパネルスタンドとし、屋内外で使用できる資材とすること。

(ロ) パネル作成内容、枚数及び提出時期

4(2)におけるイベント開催内容に対応した次のとおりとし、各1枚以上(合計8枚以上、ポスターフレーム含む)作成すること。

なお、パネル作成内容により活用開始時期が異なるため、留意すること。

活用開始時期	パネル作成内容	提出時期
開所式から	<ul style="list-style-type: none"> 水素エネルギーに関する基本的事項等に関すること。 仙台空港STや、仙台市内STのほか、商用水素ステーション全般に関すること。 FCVに関すること。 将来における水素社会イメージ等に関すること。 	開所式当日(現地引渡し)
第1回目の水素エネルギー普及啓発イベントから	<ul style="list-style-type: none"> FCバスに関すること。 外部給電機能に関すること。(FCVから電力供給が可能であり、災害時等における有用性等を示すこと。) 子ども向け水素エネルギー体験学習に関すること。(水素エネルギーに関連した教材等を活用した実験等のイメージ等を示すこと。) 水素エネルギー等を題材としたクイズに関すること。 	第1回目の水素エネルギー普及啓発イベント当日(現地引渡し)

(ハ) パネルスタンド仕様、台数及び提出時期

B1サイズのポスターフレームが設置可能で、ポスターフレーム上端の高さについて地面から1,500mm程度を確保できるものとする。また、防水性(完全防水でなくともよい)があり、転倒防止のためのウエイト等が付属するものとする。台数は4台とし、開所式当日に現地において引渡すこと。

(ニ) 水素エネルギー等を題材としたクイズに関するパネル

通常のパネル及びパネルスタンドの形態にとどまらず、自由な企画提案をして差し支えない。なお、クイズについてはイベントの趣旨や性質等にあわせて差替えができるよう工夫すること。

(4) 包括的事項

イ 新型コロナウイルス感染症の影響等により開所式やイベントの開催が困難な場合は、代替案を提示し、発注者と協議すること。

ロ 新型コロナウイルス感染症の影響等により仕様の変更が生じる場合は、発注者と協議の上、変更契約を締結する。

ハ (1)(2)については、実施要領等(開催までのスケジュール、プログラム、開催日の運営スケジュール、会場レイアウト、業務分担、手配品リスト等を記載)を発注者と協議の上、作成すること。

ニ (1)(2)については、運営スタッフ等((1)の例:受付、司会、進行管理、テープカット等介添え、音響、パネル等設営・撤去、会場設営・撤去、駐車場案内等 (2)の例:ブース運営、展示対応、パネル等設営・撤去、会場設営・撤去等)の確保、配置調整及び運営スタッフ等に対する指導・指示を含むこと。

ホ (2)で県が所有するFCV及び外部給電器を使用する場合は、「燃料電池自動車等の貸出に関

する要綱」に基づき申請すること。

へ 会場使用料, 会場設備, 会場運営に係る費用, 画像等使用料, 各種資料及び報告書作成費のほか, この業務に係る一切の経費も, この契約金額に含まれるものとする。

5 打合せ協議

受注者は各業務実施前に計画書を作成し, 発注者と協議するほか, 必要に応じて随時打合せを行う。

6 必要な許認可

制作物の作成や仮設物の設置等を含む事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては, 全て受注者が行うこと。

7 成果品・提出先

事業成果は, 開所式等開催時等の現地確認及び業務報告書(アンケート調査に係る報告を含む)により確認する。

受注者は, 業務の全てが完了した際は各業務の実施による相乗効果も含めた業務全体の成果をとりまとめた業務報告書を作成し, 発注者に提出すること。

(1) 成果品

種別	部数等	提出期限	備考
業務報告書	2部	令和4年1月28日(金)	イベントについてはアンケート調査を含むものとする。
情報発信に関して作成したデータを記録した電子媒体(CD-R 又は DVD-R)	2枚	情報発信を行う1週間前までに提出すること。	Webサイトや冊子等に掲載したデータを, 県ホームページで公開することが可能な形式(PDFデータ等)に加工し格納すること。
情報発信に関して作成した紙媒体(作成した場合)	各20部	配布等を行う1週間前までに提出すること。	
イベント用展示パネル等	パネル 8枚以上	開所式及び第1回目のイベント当日	開所式から活用する分とイベントから活用する分についてそれぞれの会場において提出すること。
イベント用展示パネル等に関して作成したデータを記録した電子媒体(CD-R 又は DVD-R)	2枚	開所式及び第1回目のイベント開催日の1週間前までに提出すること。	県が加工することが可能な形式(PowerPointデータ等)に加工し格納すること。

(2) 提出先

宮城県環境生活部再生可能エネルギー室水素エネルギー推進班

8 著作権

本業務により撮影した施設や車両等の画像データ及び制作した各デザインデータ等（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、全て発注者に帰属する。また、受注者は、発注者が当該著作物を使用するに当たり、著作者人格権を行使しないものとする。

9 その他

- (1) 受注者は、本業務により知り得た情報を、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏えいしてはならない。業務の一部を再委託する場合には、再委託先から漏えい等が起きないように措置し、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。
- (2) 本業務にて取り扱う個人情報、宮城県個人情報保護条例（平成8年度宮城県条例第27号）に基づき適切に取り扱うこと。
- (3) 契約締結後速やかに業務に着手し、委託業務の進行状況については、随時発注者に報告すること。
- (4) 計画書、報告書及び情報発信紙媒体の印刷は、原則として、令和3年度宮城県グリーン購入の推進に関する計画によるものとする。また、印刷は両面とすること。
- (5) 自動車を使用する場合は、駐停車中の不要のアイドリング停止を図り、効率的な車両運行計画を策定すること。また、車両は環境負荷のより少ない車両（適切な大きさの車両、燃料）を使用すること。
- (6) 廃棄物が発生する場合は、廃棄物の発生抑制に努めるとともに適正に処理すること。
- (7) 業務の履行における安全、その他の規律については、関係法令を厳守すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議し、指示を受けること。
- (9) 国や県の指針に照らし、必要に応じて新型コロナウイルス感染拡大防止対策を十分にとること。

